

旅行業法の概要

弁護士 若竹 宏論

第1 はじめに

京都は日本屈指の観光都市として、観光消費額、外国人観光客数は増加傾向にあり、京都で観光産業への新規参入を検討する事業者も少なくないと思われる¹。事業内容が今までにないものである場合、関連する法規制をチェックすることが必要不可欠であるが、観光産業関連の法令を全く知らないという事業者もいるであろう。本稿は、そのような事業者向けに、観光産業関連の法令のうち、旅行業法の概要を紹介することを目的とするものである。

第2 旅行業法の大まかな仕組み

1 登録と罰則

旅行業法(以下「法」という。)は、旅行業、旅行者代理業、旅行サービス手配業を営む者について、登録制度を実施し(法3条、23条)、業務の適正な運営を確保するために旅行業等を営む者が遵守すべき事項を定めている。旅行業に関する登録は、取り扱う業務範囲に応じて、第1種、第2種、第3種及び地域限定に区分される(法4条1項3号、法施行規則1条の3、以下の図表参照)。無登録で旅行業又は旅行サービス手配業を営んだ場合について、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれら双方に処することができる罰則規定がある(法74条1号、同条6号)。

旅行業の区分	登録行政庁(申請先)	業務範囲			
		企画旅行			手配旅行
		募集型		受注型	
海外	国内				
第1種	観光庁長官	○	○	○	○
第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○
第3種	同上	×	△(隣接市町村等)	○	○
地域限定	同上	×	△(隣接市町村等)	△(隣接市町村等)	△(隣接市町村等)

2 旅行業・旅行者代理業・旅行サービス手配業

旅行業は、法2条1項で定義されており、報酬を得て、同項1号から9号に規定された行為を行う事業のことをいう。より詳細は下記第3のとおりである。

旅行者代理業は、報酬を得て、旅行者を代理し、旅行業務に関する契約を締結する行為を行う事業である(法2条2項)。

旅行サービス手配業は、旅行者から委託を受けて、報酬を得て、運送等のサービス又は運送等に関連するサービスの提供のために、旅行者と運送等業者又は関係会社間の契約締結について、代理、媒介又は取次ぎをする行為を行う事業である(法2条6項)。

いずれも、報酬を得る事業であることから、経済的収入を得ていない場合や反復継続する意思をもって行っていない場合には、旅行業法の規制が及ばないこととなる。

3 旅行者の財産的基礎等

旅行業自体は、比較的小さな規模でビジネスを始めることができるものの、旅行業務に関する取引は決して安価なものではない。そのため、旅行者には、一定の財産的基礎があることが条件とされている(法6条1項10号、法施行規則3条)。また、旅行者が、旅行者や旅行者代理者との間で旅行業務に関する取引によって被害を受けたときのため、旅行者には営業保証金の供託が義務付けられている(法7条1項)。この供託をした旨を届け出なければ事業を開始することができない(法7条3項)。営業保証金の金額は、旅行業の登録を新しく受ける場合には、登録申請時に申告した年間取引見込額を基準に算出され(法8条1項、法施行規則6条の2第1項第1号、同条2項1号)、第3種旅行業の場合でも最低300万円になるなど高額である(法施行規則7条)。もっとも、旅行者が、観光庁の指定を受けた旅行業協会に加入している場合は、弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すれば、営業保証金の供託が免除される(法53条)。弁済業務保証金分担金の金額は、営業保証金の5分の1の金額であり、第3種旅行業の場合、最低60万円である(一般社団法人日本旅行業協会の弁済業務規約別表第1)。

なお、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者は、営業保証金の供託義務及び弁済業務保証金分担金の納付義務を負わない。

4 旅行業務取扱管理者・旅行サービス手配業務取扱管理者

旅行者又は旅行者代理業者(以下、これらを併せて「旅行者等」という。)は、営業所ごとに、1名以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない(法11条の2第1項)。この旅行業務取扱管理者

は、総合旅行業務取扱管理者、国内旅行業務取扱管理者及び地域限定旅行業務取扱管理者の三種に分けられており、営業所で取り扱う旅行業務の範囲に応じた旅行業務取扱管理者を選任する必要がある(同条6項)。

このように旅行者等では旅行業務取扱管理者の確保が必要になるが、旅行業務取扱管理者は、複数の営業所を担当することができない(同条4項)。但し、地域限定旅行者については、一定の場合に限り、1名の旅行業務取扱管理者が複数の営業所を担当することが認められている(同条5項、法施行規則10条の2、10条の3)。

旅行サービス手配業者においても、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任が必要である(法28条1項)。

5 その他旅行業務の公正確保のための各種規制

旅行者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約について、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない(法12条の2)。もっとも、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示している標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合には、かかる認可を受けたものとみなされるため(法12条の3)、上記認可は不要となる。

そのほか、旅行者等は、取引条件に関する説明義務及び書面交付義務、旅行に関するサービス内容等に関する契約書面交付義務、広告に関する規制等を受ける。旅行サービス手配業者についても類似の規制がある。

なお、最近ではインターネットを利用して旅行契約を締結することが一般的になっている。インターネット上の取引については、観光庁が「オンライン旅行取引の表示等に関するガイドライン」(OTAガイドライン)を策定し、サイトにおける適切な表示が求められる事項等を規定している。OTAガイドラインは、日本の旅行業登録を有していない海外OTA、いわゆる場貸しサイト、メタサーチも対象としている。

第3 旅行業法による規制を受けるか否かー「旅行業」該当性

1 旅行の種類

旅行は、企画旅行と手配旅行に分類され、前者は、さらに募集型企画旅行と受注型企画旅行とに分類される。企画旅行は、旅行者が旅行計画を作成するものであるが、募集型は旅行者が予め旅行計

画を作成し、それに基づき旅行者を募集するもの(パッケージツアー等)であり、受注型は、旅行者からの依頼に基づき旅行計画を作成するもの(オーダーメイドの社員旅行等)である。手配旅行は、旅行者が、旅行者からの依頼により、宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するものである。これらの旅行のうち、どの種類の旅行をどのような範囲で取り扱うかにより、必要になる旅行業の種類が変わってくることは上記第2の1のとおりである。

2 「旅行業」該当性

(1) 基本的な考え方

検討中の事業が旅行業に該当すれば、旅行業法の適用を受けるため、旅行業に該当するか否かの検討が必要になる。旅行業は、報酬を得て、法2条1項1号ないし9号に規定された行為を行う事業のことであり、旅行業に該当するか否かは、旅行業務に関する対価の設定、募集の範囲、日常的に反復継続して実施されるものであること等を踏まえ、総合的に判断される。

(2) 報酬を得ているか、反復継続の意思があるか

事業者が、法2条1項各号の行為を行うことで、経済的収入を得ていれば報酬となる。このように、行為と経済的収入との間に直接的な対価関係がなくとも、その間に相当の関係がある場合には、報酬を得ていたと認められる。例えば、旅行者の依頼により無料で宿を手配したが、後に旅館からキックバックを受けている場合などである。

また、旅行業は、事業として行うものであり、反復継続の意思が認められることが前提である。例えば、旅行の手配を行う旨の宣伝、広告が日常的に行われている場合や、店舗を構え、旅行業務を行う旨看板が掲げられている場合には反復継続の意思が認められるとされている。

(3) 旅行業に該当する行為の分類

旅行業に該当する行為は、基本的旅行業務、付随的旅行業務、相談業務の3つに分類される。基本的旅行業務は、運送又は宿泊サービス(以下「運送等サービス」という。)に関する業務であり、付随的旅行業務は、基本的旅行業務に付随する、運送又は宿泊サービス以外のサービス(以下「関連サービス」という。)に関する業務である。

運送等サービスの手配は、基本的旅行業務に該当するが、運送等サービスの手配がなければ、関連サービスの手配を行うことは旅行業には該当しない。すなわち、関連サービスは、基本的旅行業

務に付随する場合にのみ旅行業に該当する。例えば、運送事業者が自ら行う日帰り旅行のように、運送サービスを自ら提供し、これに運送以外のサービスの手配を付加した商品を販売しても旅行業に該当しない。

また、インターネット上での旅行契約についても、旅行者と旅行者又はサービス提供事業者との間での取引について、予約入力画面から予約確認画面に移行する際までに、旅行者又はサービス提供事業者との取引であることが明示されている場合も旅行業には該当しない。当該事業者は契約の当事者にならないからである。

以上の例は、旅行業法施行要領に記載されている例である。実際に検討する事業内容が旅行業に該当するか否かは、個別具体的な事情を踏まえて、旅行業法2条1項各号の行為に該当するかどうかを判断することとなる。

第4 おわりに

以上のとおり、本稿では、旅行業法の概要を紹介した。今回は、紙幅の関係で紹介できなかったが、旅行業に関連する他の法令としては、通訳案内士法、景品表示法及び同法に基づく公正競争規約等がある。なお、インターネット上での取引については、特定商取引法の通信販売の規定の適否が問題になり得るが、旅行者との関係では同法は適用除外とされている(特定商取引法26条1項8号ハ)。

- 1 本稿執筆後の2020年3月末現在、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振っており、京都においても外国人観光客が減ったという話をよく耳にするなど、観光産業は新型コロナウイルス問題により大きな打撃を受けている状況である。しかし、この問題はやがて収束し、観光産業が回復の局面に至るとともに、観光産業が京都にとって重要な産業の一つであり続けることを確信している。